

# 京都府公報

号外 第10号

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町  
発行所 京 都 府  
政策法務課  
電話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入  
印刷所 中西印刷株式会社  
電話 (075) 441-3155

## 目 次

条 例	ページ	条 例	ページ
○京都府手数料徴収条例の一部を改正する 条例 (政策法務課、財政課)	3	○食品行商衛生条例の一部を改正する条例 (生活衛生課)	11
○京都府土砂等による土地の埋立て等の規 制に関する条例の一部を改正する条例 (循環型社会推進課)	4	○化製場等の構造設備の基準等に関する条 例の一部を改正する条例 ( )	〃
○京都府立自然公園条例の一部を改正する 条例 (自然環境保全課)	〃	○食品衛生法に基づく公衆衛生上講じるべ き措置の基準等に関する条例の一部を改 正する条例 ( )	〃
○京都府立植物園条例の一部を改正する条 例 (文化政策室)	〃	○動物の飼養管理と愛護に関する条例の一 部を改正する条例 ( )	12
○京都府立文化芸術会館条例の一部を改正 する条例 ( )	〃	○京都府立けいはんなホール条例の一部を 改正する条例 (文化学術研究都市推進課)	〃
○京都府立ゼミナールハウス条例の一部を 改正する条例 ( )	5	○京都府立勤労者福祉会館条例の一部を改 正する条例 (人材確保・労働政策課)	13
○京都府立府民ホール条例の一部を改正す る条例 ( )	6	○京都府種畜種付け手数料徴収条例の一部 を改正する条例 (流通・ブランド戦略課)	15
○京都府立堂本印象美術館条例の一部を改 正する条例 ( )	〃	○京都府家畜種雄検査及び検査手数料条例 の一部を改正する条例 (畜産課)	〃
○京都府立体育館条例の一部を改正する条 例 (スポーツ振興課)	〃	○家畜保健衛生所使用料および手数料徴収 条例の一部を改正する条例 ( )	16
○京都府衛生検査等使用料及び手数料条例 の一部を改正する条例 (健康福祉総務課)	8	○京都府漁港管理条例の一部を改正する条 例 (水産課)	〃
○京都府立総合社会福祉会館条例の一部を 改正する条例 ( )	〃	○京都府立府民の森条例の一部を改正する 条例 (森の保全推進課)	〃
○京都府立青少年海洋センター条例の一部 を改正する条例 (こども・青少年総合対策室)	〃	○京都府海岸等管理条例の一部を改正する 条例 (河川課)	〃
○京都府精神保健福祉総合センター条例の 一部を改正する条例 (障害者支援課)	9	○京都府河川の占用等に関する条例の一部 を改正する条例 ( )	〃
○京都府立心身障害者福祉センター条例の 一部を改正する条例 ( )	〃	○京都府屋外広告物条例の一部を改正する 条例 (都市計画課)	〃
○京都府立舞鶴こども療育センター条例の 一部を改正する条例 ( )	〃	○京都府立都市公園条例の一部を改正する 条例 ( )	17
○京都府立こども発達支援センター条例の 一部を改正する条例 ( )	10	○京都府立府民スポーツ広場条例の一部を 改正する条例 ( )	21
○京都府立洛南病院の使用料、手数料等に 関する条例の一部を改正する条例 (医療課)	〃	○浄化槽保守点検業者の登録に関する条例 の一部を改正する条例 (水環境対策課)	〃
○京都府旅館業の適切な実施の確保等に 関する条例の一部を改正する条例 (生活衛生課)	〃	○建築基準法施行条例の一部を改正する条 例 (建築指導課)	〃
○興行場の設置場所の基準等に関する条例 の一部を改正する条例 ( )	〃	○京都府港湾区域等の占用等に関する条例 の一部を改正する条例 (港湾企画課)	22
○公衆浴場の設置の場所の配置の基準等に 関する条例の一部を改正する条例 ( )	11	○京都府教育委員会手数料徴収条例の一部 を改正する条例 (教育庁学校教育課)	〃
○理容師法に基づく衛生上必要な措置等 に関する条例の一部を改正する条例 ( )	〃	○京都府立少年自然の家条例の一部を改正 する条例 (教育庁社会教育課)	〃
○美容師法に基づく衛生上必要な措置等 に関する条例の一部を改正する条例 ( )	〃	○京都府立郷土資料館条例の一部を改正す る条例 (教育庁文化財保護課)	〃

## 本号で公布された条例のあらまし

### 1 改正の理由

最近の社会経済情勢等により負担の均衡を図ることを考慮して、京都府における公の施設等の使用料及び試験研究機関等の手数料の額を改定するため、使用料又は手数料を定めている条例について所要の改正を行うとともに、その他必要な規定整備を行うものである。

### 2 施行期日

令和元年10月1日

## 条 例

次に掲げる条例をここに公布する。

京都府手数料徴収条例の一部を改正する条例  
京都府土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例  
京都府立自然公園条例の一部を改正する条例  
京都府立植物園条例の一部を改正する条例  
京都府立文化芸術会館条例の一部を改正する条例  
京都府立ゼミナールハウス条例の一部を改正する条例  
京都府立府民ホール条例の一部を改正する条例  
京都府立堂本印象美術館条例の一部を改正する条例  
京都府立体育館条例の一部を改正する条例  
京都府衛生検査等使用料及び手数料条例の一部を改正する条例  
京都府立総合社会福祉会館条例の一部を改正する条例  
京都府立青少年海洋センター条例の一部を改正する条例  
京都府精神保健福祉総合センター条例の一部を改正する条例  
京都府立心身障害者福祉センター条例の一部を改正する条例  
京都府立舞鶴こども療育センター条例の一部を改正する条例  
京都府立こども発達支援センター条例の一部を改正する条例  
京都府立洛南病院の使用料、手数料等に関する条例の一部を改正する条例  
京都府旅館業の適切な実施の確保等に関する条例の一部を改正する条例  
興行場の設置場所の基準等に関する条例の一部を改正する条例  
公衆浴場の設置の場所の配置の基準等に関する条例の一部を改正する条例  
理容師法に基づく衛生上必要な措置等に関する条例の

一部を改正する条例

美容師法に基づく衛生上必要な措置等に関する条例の一部を改正する条例

食品行商衛生条例の一部を改正する条例

化製場等の構造設備の基準等に関する条例の一部を改正する条例

食品衛生法に基づく公衆衛生上講じるべき措置の基準等に関する条例の一部を改正する条例

動物の飼養管理と愛護に関する条例の一部を改正する条例

京都府立けいはんなホール条例の一部を改正する条例

京都府立勤労者福祉会館条例の一部を改正する条例

京都府種畜種付け手数料徴収条例の一部を改正する条例

京都府家畜種雄検査及び検査手数料条例の一部を改正する条例

家畜保健衛生所使用料および手数料徴収条例の一部を改正する条例

京都府漁港管理条例の一部を改正する条例

京都府立府民の森条例の一部を改正する条例

京都府海岸等管理条例の一部を改正する条例

京都府河川の占用等に関する条例の一部を改正する条例

京都府屋外広告物条例の一部を改正する条例

京都府立都市公園条例の一部を改正する条例

京都府立府民スポーツ広場条例の一部を改正する条例  
浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例

建築基準法施行条例の一部を改正する条例

京都府港湾区域等の占用等に関する条例の一部を改正する条例

京都府教育委員会手数料徴収条例の一部を改正する条例

京都府立少年自然の家条例の一部を改正する条例

京都府立郷土資料館条例の一部を改正する条例

令和元年7月16日

京都府知事 西 脇 隆 俊

京都府条例第10号

京都府手数料徴収条例の一部を改正する条例

京都府手数料徴収条例（平成12年京都府条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1の8の項中「19,200円」を「19,300円」に改め、同表の9の項中「8,000円」を「8,100円」に改め、同表の10の項中「20,600円」を「20,700円」に改め、同表の22の項中「5,900円」を「6,000円」に改め、同表の28の項中「17,900円」を「18,200円」に改める。

別表第2の2の項中「5,600円」を「5,710円」に改め、同表の3の項中「3,600円」を「3,670円」に改め、同表の4の項中「6,700円」を「6,830円」に改め、同表の5の項中「130,000円」を「132,600円」に改め、同表の8の項中「43,000円」を「43,860円」に改め、同表の9の項中「3,400円」を「3,460円」に改め、同表の10の項中「2,900円」を「2,950円」に改め、同表の11の項中「1,100円」を「1,120円」に改め、同表の13の項中「3,700円」を「3,770円」に改め、同表の14の項中「520円」を「530円」に改め、同表の15の項中「35,000円」を「35,700円」に改め、同表の16の項中「7,900円」を「8,050円」に改め、同表の17の項中「15,000円」を「15,300円」に改め、同表の18の項中「16,000円」を「16,320円」に改め、同表の19の項中「3,400円」を「3,460円」に改め、同表の20の項中「5,700円」を「5,810円」に改め、同表の21の項中「2,650円」を「2,700円」に改め、同表の22の項中「52,000円」を「53,040円」に改め、同表の23の項中「27,200円」を「27,740円」に改め、同表の24の項中「4,000円」を「4,080円」に改め、同表の24の2の項中「150,000円」を「153,000円」に改め、同表の25の項中「1,200円」を「1,220円」に、「1,100円」を「1,120円」に改め、同表の26の項中「4,200円」を「4,280円」に改め、同表の27の項中「3,700円」を「3,770円」に改め、同表の28の項中「11,500円」を「11,730円」に改め、同表の30の項中「22,000円」を「22,440円」に改め、同表の31の項中「14,600円」を「14,890円」に改め、同表の32の項中「22,000円」を「22,440円」に改め、同表の34の項中「12,000円」を「12,240円」に改め、同表の35の項中「43,000円」を「43,860円」に改め、同表の36の項中「870,000円」を「887,400円」に改め、同表の37の項中「47,000円」を「47,940円」に改め、同表の38の項中「80,000円」を「81,600円」に改め、同表の41の項中「54,000円」を「55,080円」に改め、同表の42の項中「7,900円」を「8,050円」に改め、同表の43の項中「195,200円」を「199,100円」に改め、同表の44の項中「2,900円」を「2,950円」に改め、同表の45の項中「420,000円」を「428,400円」に改め、同表の48の項中「36,000円」を「36,720円」に改め、同表の49の項中「870,000円」を「887,400円」に改め、同表の50の項中「45,000円」を「45,900円」に改め、同表の51の項中「14,000円」を「14,280円」に、「36,000円」を「36,720円」に、「5,900円」を「6,010円」に、「5,100円」を「5,200円」に、「5,700円」を「5,810円」に改め、同表の52の

項中「130,000円」を「132,600円」に改め、同表の54の項中「33,000円」を「33,660円」に、「680円」を「690円」に改め、同表の54の2の項中「20,000円」を「20,400円」に改め、同表の55の項中「150,000円」を「153,000円」に改め、同表の56の項中「102,400円」を「104,440円」に改め、同表の57の項中「77,800円」を「79,340円」に改め、同表の58の項中「426,300円」を「434,820円」に改め、同表の59の項中「68,000円を」を「18,760円を」に、「14,000円」を「14,280円」に、「6,900円」を「7,030円」に、「68,000円に」を「69,360円に」に、「34,000円」を「34,680円」に改め、同表の60の項中「145,500円」を「148,410円」に、「113,500円」を「115,770円」に、「56,750円」を「57,880円」に、「22,100円」を「22,540円」に改め、同表の61の項中「53,800円」を「54,870円」に、「760円」を「770円」に、「700円」を「710円」に改め、同表の63の項中「介護老人保健施設の開設の許可等」を「介護支援専門員実務研修受講試験の実施等」に、「63,000円」を「64,260円」に改め、同表の63の2の項中「33,000円」を「33,660円」に改め、同表の63の3の2の項中「240,000円」を「244,800円」に改め、同表の63の3の3の項中「160,000円」を「163,200円」に改め、同表の63の4の項中「6,000円」を「6,120円」に改め、同表の63の5の項中「7,654,000円」を「7,807,080円」に、「23,000円」を「23,460円」に、「37,000円」を「37,740円」に、「541,300円」を「552,120円」に改め、同表の63の6の項中「4,227,000円」を「4,311,540円」に、「23,000円」を「23,460円」に、「37,000円」を「37,740円」に、「541,300円」を「552,120円」に改め、同表の63の6の2の項中「5,800円」を「5,910円」に改め、同表の63の8の項中「4,227,000円」を「4,311,540円」に、「23,000円」を「23,460円」に、「37,000円」を「37,740円」に、「541,300円」を「552,120円」に改め、同表の63の9の項中「1,193,000円」を「1,216,860円」に改め、同表の64の項中「4,000円」を「4,080円」に改め、同表の64の2の項中「37,000円」を「37,740円」に改め、同表の67の項中「43,000円」を「43,860円」に、「3,500円」を「3,570円」に、「10,000円に1成分」を「10,200円に1成分」に、「2,000円を加えた額を超えない範囲内において規則で定める額、1成分につき10,000円に」を「2,040円及び」に、「2,100円」を「2,140円」に改め、同表の68の項中「5,000円」を「5,100円」に、「3,500円」を「3,570円」に、「1件につき9,000円」を「又は1件につき9,180円」に、「を加えた額を超えない範囲内において規則で定める額又は1件につき9,000円に」を「及び」に、「1,200円」を「1,220円」に改め、同表の69の項中「1件につき5,200円を」を「1件につき3,570円を」に、「1断面につき5,200円」を「1断面につき5,300円」に、「1枚につき1,200円」を「1件につき1,220円」に、「600円」を「610円」に、「1,500円」を「1,530円」に、「500円」を「510円」に、「5,200円に」を「5,300円に」に、「1,000円」を「1,020円」に、「3,000円」を「3,060円」に改め、同表の70の項中「7,500円」を「7,650円」に、「1枚につき1,500円」を「1件につき1,530円」に、「3,000円」を「3,060円」

に改め、同表の71の項中「1件につき3,500円を超えない範囲内において規則で定める額又は」を削り、「3,500円に」を「3,570円に」に改め、同表の72の項中「1,400円」を「1,420円」に改め、同表の73の項中「1,600円」を「1,630円」に、「900円」を「910円」に改め、同表の74の項中「1,700円」を「1,730円」に改め、同表の75の項中「1,100円」を「1,120円」に改め、同表の76の項中「950円」を「960円」に改め、同表の77の項中「700円」を「710円」に改め、「1試験につき2,200円を超えない範囲内において規則で定める額」を削り、「試料」を「2,240円に試料5点を超えて」に、「ごとに2,200円」を「ごとに2,240円」に、「を超えない範囲内において規則で定める額又は1試験につき照射時間が」を「及び照射時間10時間を超えて」に改め、同表の78の項中「12,000円」を「12,240円」に、「2,200円」を「2,240円」に、「9,200円」を「9,380円」に改め、同表の79の項中「4,300円」を「4,380円」に、「2,200円」を「2,240円」に改め、同表の80の項中「1,400円」を「1,420円」に改め、同表の81の項中「2,200円」を「2,240円」に改め、同表の84の項中「23,000円」を「23,460円」に、「2,300円」を「2,340円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の京都府手数料徴収条例別表第1及び別表第2の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る手数料について適用する。

京都府条例第11号

京都府土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例

京都府土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（平成21年京都府条例第12号）の一部を次のように改正する。

第33条中「次に掲げる」を「次の各号に掲げる手数料の区分に応じ、当該各号に定める額の」に改め、同条第1号中「58,000円」を「59,160円」に改め、同条第2号中「34,000円」を「34,680円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の京都府土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第33条の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る手数料について適用する。

京都府条例第12号

京都府立自然公園条例の一部を改正する条例

京都府立自然公園条例（昭和38年京都府条例第25号）

の一部を次のように改正する。

別表中「(第49条関係)」を「(第60条関係)」に改め、同表写真の撮影の項中「1,900」を「1,930」に改め、同表映画の撮影の項中「15,000」を「15,300」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に京都府立自然公園条例第51条第1項の許可を受けた者に係る使用料については、この条例による改正後の京都府立自然公園条例別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

京都府条例第13号

京都府立植物園条例の一部を改正する条例

京都府立植物園条例（昭和35年京都府条例第33号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第2号の表中「2,500円」を「2,550円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に使用の承認を受けた者に係る使用料については、この条例による改正後の京都府立植物園条例第3条第1項第2号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

京都府条例第14号

京都府立文化芸術会館条例の一部を改正する条例

京都府立文化芸術会館条例（昭和44年京都府条例第38号）の一部を次のように改正する。

別表中「17,400円」を「17,740円」に、「27,900円」を「28,450円」に、「38,400円」を「39,160円」に、「24,400円」を「24,880円」に、「34,900円」を「35,590円」に、「45,400円」を「46,300円」に、「2,300円」を「2,340円」に、「3,100円」を「3,160円」に、「4,700円」を「4,790円」に、「6,300円」を「6,420円」に、「7,000円」を「7,140円」に、「9,400円」を「9,580円」に、「11,700円」を「11,930円」に、「19,600円」を「19,990円」に、「15,700円」を「16,010円」に、「11,000円」を「11,220円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の京都府立文化芸術会館条例の規定に基づき指定管理者が行う利用料金の設定は、この条例の施行の日前においても、当該規定の例により行うことができる。

京都府条例第15号

京都府立ゼミナールハウス条例の一部を改正する条例

京都府立ゼミナールハウス条例（昭和51年京都府条例第21号）の一部を次のように改正する。

別表の1の表中「1,800円」を「1,830円」に、「2,700円」を「2,750円」に、「2,500円」を「2,550円」に、「3,700円」を「3,770円」に改め、別表の2の表の部分をも次のように改める。

施設等	使用区分	午 前		午 後		夜 間		1 日	
	使用時間	午前9時30分から 正 午 ま で		午後 1 時 から 午後4時30分まで		午後 6 時 から 午後9時30分まで		午後1時から午後 9時30分まで及び 翌日午前9時30分 から正午まで	
	使用 区 分	大 学 の 学 生	一 般 の 者	大 学 の 学 生	一 般 の 者	大 学 の 学 生	一 般 の 者	大 学 の 学 生	一 般 の 者
201室	円	1,530	2,240	2,240	3,160	2,340	3,570	4,080	5,610
202室	円	1,530	2,240	2,240	3,160	2,340	3,570	4,080	5,610
401室	円	1,530	2,240	2,240	3,160	2,340	3,570	4,080	5,610
501室	円	610	810	810	1,020	910	1,220	1,420	1,930
502室	円	710	910	910	1,420	1,020	1,530	1,730	2,440
503室	円	1,930	2,750	2,750	3,870	3,060	4,280	4,890	6,730
504室	円	1,630	2,340	2,340	3,360	2,650	3,570	4,180	5,810
505室	円	1,420	1,930	1,930	2,750	2,040	3,060	3,460	4,890
601室	円	610	810	810	1,020	910	1,220	1,420	1,930
602室	円	710	910	910	1,420	1,020	1,530	1,730	2,440
603室	円	1,930	2,750	2,750	3,870	3,060	4,280	4,890	6,730
604室	円	1,630	2,340	2,340	3,360	2,650	3,570	4,180	5,810
605室	円	1,930	2,750	2,750	3,870	3,060	4,280	4,890	6,730
1号ゼミナール室	円	5,910	8,260	8,260	11,520	9,180	12,950	14,790	20,800
2号ゼミナール室	円	8,870	12,440	12,440	17,340	13,460	18,970	22,130	31,000
総合ゼミナール室	円	13,260	18,460	18,460	25,900	20,290	28,450	33,550	46,410
附 属 設 備	各附属設備ごとに、1使用時間区分1万円を超えない範囲内において規則で定める額								

附 則

- この条例は、令和元年10月1日から施行する。
- この条例による改正後の京都府立ゼミナールハウス条例の規定に基づき指定管理者が行う利用料金の設定は、この条例の施行の日前においても、当該規定の例により行うことができる。

京都府条例第16号

京都府立府民ホール条例の一部を改正する条例

京都府立府民ホール条例(昭和63年京都府条例第4号)の一部を次のように改正する。

別表中「29,000」を「29,580」に、「44,000」を「44,880」に、「58,000」を「59,160」に、「38,000」を「38,760」に、「57,000」を「58,140」に、「75,000」を「76,500」に改める。

附 則

- この条例は、令和元年10月1日から施行する。
- この条例による改正後の京都府立府民ホール条例の規定に基づき指定管理者が行う利用料金の設定は、この条例の施行の日前においても、当該規定の例により行うことができる。

京都府条例第17号

京都府立堂本印象美術館条例の一部を改正する条例

京都府立堂本印象美術館条例(平成3年京都府条例第31号)の一部を次のように改正する。

別表中「500円」を「510円」に、「3,000円」を「3,060円」に改める。

附 則

- この条例は、令和元年10月1日から施行する。
- この条例による改正後の京都府立堂本印象美術館条例の規定に基づき指定管理者が行う利用料金の設定は、この条例の施行の日前においても、当該規定の例により行うことができる。

京都府条例第18号

京都府立体育館条例の一部を改正する条例

京都府立体育館条例(昭和46年京都府条例第21号)の一部を次のように改正する。

別表の1の表の部分をも次のように改める。

区 分				使用時間		午前の部	午後の部	夜の部	全 日		
				午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午前9時から 午後9時まで	午後6時から 午後9時まで	午前9時から 午後9時まで			
第1面としない場合	営利を目的とする場合	アマチュアスポーツに使用する場合	平 日	円	15,500	円	20,500	円	25,900	円	55,690
			土曜日、日曜日及び休日		18,360		24,370		31,000		66,400
		その他の催物に使用する場合	平 日	61,600	81,390	103,420	221,850				
			土曜日、日曜日及び休日	73,740	97,410	124,130	265,810				
		アマチュアスポーツに使用する場合	平 日	47,220	61,810	79,050	169,320				
			土曜日、日曜日及び休日	56,500	74,560	94,860	203,380				
	その他の催物に使用する場合	平 日	154,020	203,180	258,460	554,160					
		土曜日、日曜日及び休日	176,460	233,070	296,510	635,460					
	営利を目的とする場合	平 日	244,390	322,620	410,550	879,850					
		土曜日、日曜日及び休日	294,160	388,210	494,080	1,058,860					
	部 分 使 用					5,100	6,520	8,360	17,950		
	技 術 場	営	アマチュアスポーツに	平 日		6,120	8,050	10,300	22,030		

第2面	利を目的とする場合	入場料を徴収しない場合	使用する場合	土曜日、日曜日及び休日	7,340	9,790	12,340	26,620	
		その他の催物に使用する場合		平日	9,380	12,130	15,500	33,250	
	しない場合	入場料を徴収し、又はこれに類する取扱いをする場合	アマチュアスポーツに使用する場合		平日	6,120	8,050	10,300	22,030
			その他の催物に使用する場合		土曜日、日曜日及び休日	7,340	9,790	12,340	26,620
	場	営利を目的とする場合			平日	11,110	14,680	18,560	39,880
					土曜日、日曜日及び休日	13,360	17,640	22,330	48,140
	部	分	使	用	平日	18,360	24,370	31,000	66,400
					土曜日、日曜日及び休日	22,540	29,780	37,940	81,290
	部 分 使 用					2,950	3,870	4,890	10,500
	会 議 室	第 1 会 議 室				2,240	2,950	2,950	7,240
第 2 会 議 室				3,870	6,120	6,120	14,580		
第 1 競技場の全面使用との併用使用				1,320	1,930	1,930	4,790		
第 3 会 議 室				3,870	6,120	6,120	14,580		
第 1 競技場の全面使用との併用使用				1,320	1,930	1,930	4,790		
第 4 会 議 室				1,320	1,530	1,530	4,080		
第 5 会 議 室				2,040	2,340	2,340	6,120		
第 6 会 議 室				1,020	1,120	1,120	3,060		
第 7 会 議 室				1,020	1,120	1,120	3,060		
第 8 会 議 室				1,020	1,120	1,120	3,060		
第 9 会 議 室				1,020	1,120	1,120	3,060		
第 10 会 議 室				2,040	2,340	2,340	6,120		
附 属 設 備				各附属設備ごとに、1使用時間区分につき6万1,200円（全日については、15万3,000円）を超えない範囲内において規則で定める額又は1時間につき2万400円を超えない範囲内において規則で定める額					

附 則

- この条例は、令和元年10月1日から施行する。
- この条例の施行の日前に使用の承認を受けた者に係る使用料については、この条例による改正後の京都府立体育館条例別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

京都府条例第19号

京都府衛生検査等使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

京都府衛生検査等使用料及び手数料条例（昭和51年京都府条例第39号）の一部を次のように改正する。

別表の1の項中「1,000」を「1,020」に、「2,000」を「2,040」に改め、同表の2の項中「1,600」を「1,630」に、「3,500」を「3,570」に、「2,900」を「2,950」に、「1,500」を「1,530」に、「800」を「810」に改め、同表の3の項中「1,000」を「1,020」に、「1,500」を「1,530」に、「2,800」を「2,850」に改め、同表の4の項中「43,600」を「44,470」に改め、同表の5の項中「130,000」を「132,600」に改

め、同表の6の項中「1,000」を「1,020」に、「2,900」を「2,950」に改め、同表の7の項中「500」を「510」に、「有機りん」を「有機<sup>りん</sup>燐」に、「1,000」を「1,020」に、「1,600」を「1,630」に、「3,500」を「3,570」に改め、同表の8の項中「500」を「510」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の京都府衛生検査等使用料及び手数料条例別表の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る手数料について適用する。

京都府条例第20号

京都府立総合社会福祉会館条例の一部を改正する条例

京都府立総合社会福祉会館条例（平成7年京都府条例第7号）の一部を次のように改正する。

別表の表の部分を次のように改める。

		使用区分	午前の部	午後の部	夜の部
		使用時間	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで
会議室等					
会議室	大会議室		円 22,230	円 26,010	円 29,680
	第1会議室		3,360	3,870	4,480
	第2会議室		3,160	3,670	4,280
	第3会議室		4,790	5,610	6,320
	第4会議室		5,500	6,420	7,340
	第5会議室		10,090	11,730	13,460
	視聴覚室		6,630	7,750	8,870
附属設備		各附属設備ごとに、1使用時間区分1万円を超えない範囲内において規則で定める額			

附 則

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の京都府立総合社会福祉会館条例の規定に基づき指定管理者が行う利用料金の設定は、この条例の施行の日前においても、当該規定の例により行うことができる。

京都府条例第21号

京都府立青少年海洋センター条例の一部を改正する条例

京都府立青少年海洋センター条例（昭和57年京都府条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表の1の表中「700円」を「710円」に、「900円」を「910円」に、「1,200円」を「1,220円」に、「2,300円」を「2,340円」に改める。

別表の2の表の部分を次のように改める。

施設等	使用時間		午前の部		午後の部		夜の部		全 日	
	使用形態		午前9時から 正午まで		午後1時から 午後5時まで		午後6時から 午後9時まで		午前9時から 午後9時まで	
	A	B	A	B	A	B	A	B		
講堂	円 2,340	円 4,690	円 2,950	円 5,910	円 2,950	円 5,910	円 7,440	円 14,890		
第1研修室	910	1,830	1,220	2,440	1,220	2,440	3,060	6,120		
第2研修室	910	1,830	1,220	2,440	1,220	2,440	3,060	6,120		
第3研修室	610	1,220	810	1,630	810	1,630	2,040	4,080		
第4研修室	610	1,220	810	1,630	810	1,630	2,040	4,080		
附属設備	各附属設備ごとに、1使用時間区分1万円を超えない範囲内において規則で定める額									

附 則

- この条例は、令和元年10月1日から施行する。
- この条例による改正後の京都府立青少年海洋センター条例の規定に基づき指定管理者が行う利用料金の設定は、この条例の施行の日前においても、当該規定の例により行うことができる。

京都府条例第22号

京都府精神保健福祉総合センター条例の一部を改正する条例

京都府精神保健福祉総合センター条例（昭和57年京都府条例第16号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第2号を次のように改める。

(2) 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

- ア 普通診断書 1通につき 1,220円
- イ 特別診断書 1通につき 3,570円
- ウ その他の証明書 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額
  - (ア) 簡単なもの 1通につき 510円
  - (イ) 複雑なもの 1通につき 2,040円

附 則

- この条例は、令和元年10月1日から施行する。
- この条例による改正後の京都府精神保健福祉総合センター条例第3条第1項の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る手数料について適用する。

京都府条例第23号

京都府立心身障害者福祉センター条例の一部を改正する条例

京都府立心身障害者福祉センター条例（昭和52年京都府条例第19号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「次に定める」を「次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める」に改め、同項各号を次

のように改める。

- (1) 普通診断書 1通につき 1,220円
- (2) 健康診断書 1通につき 1,220円
- (3) 死亡診断書 1通につき 2,040円
- (4) 特別診断書 1通につき 3,570円
- (5) その他の証明書 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額
  - ア 簡単なもの 1通につき 510円
  - イ 複雑なもの 1通につき 2,040円
- (6) 前各号以外のもの 実費相当額

附 則

- この条例は、令和元年10月1日から施行する。
- この条例による改正後の京都府立心身障害者福祉センター条例第5条第1項の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る手数料について適用する。

京都府条例第24号

京都府立舞鶴こども療育センター条例の一部を改正する条例

京都府立舞鶴こども療育センター条例（昭和54年京都府条例第3号）の一部を次のように改正する。

第5条中「次に定める」を「次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める」に改め、同条各号を次のように改める。

- (1) 普通診断書 1通につき 1,220円
- (2) 健康診断書 1通につき 1,220円
- (3) 死亡診断書 1通につき 2,040円

- (4) 特別診断書 1通につき 3,570円
- (5) その他の証明書 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額
  - ア 簡単なもの 1通につき 510円
  - イ 複雑なもの 1通につき 2,040円
- (6) 前各号以外のもの 実費相当額

附 則

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の京都府立舞鶴こども療育センター条例第5条の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る手数料について適用する。

京都府条例第25号

京都府立こども発達支援センター条例の一部を改正する条例

京都府立こども発達支援センター条例（平成15年京都府条例第11号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「次に定める」を「次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める」に改め、同項各号を次のように改める。

- (1) 普通診断書 1通につき 1,220円
- (2) 健康診断書 1通につき 1,220円
- (3) 死亡診断書 1通につき 2,040円
- (4) 特別診断書 1通につき 3,570円
- (5) その他の証明書 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額
  - ア 簡単なもの 1通につき 510円
  - イ 複雑なもの 1通につき 2,040円
- (6) 前各号以外のもの 実費相当額

附 則

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の京都府立こども発達支援センター条例第5条第1項の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る手数料について適用する。

京都府条例第26号

京都府立洛南病院の使用料、手数料等に関する条例の一部を改正する条例

京都府立洛南病院の使用料、手数料等に関する条例（昭和24年京都府条例第38号）の一部を次のように改正する。

- 第3条第3号を次のように改める。
- (3) 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額
    - ア 普通診断書 1通につき 1,220円
    - イ 健康診断書 1通につき 1,220円
    - ウ 死亡診断書 1通につき 2,040円

- エ 特別診断書 1通につき 3,570円
- オ その他の証明書 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額
  - ア) 簡単なもの 1通につき 510円
  - イ) 複雑なもの 1通につき 2,040円
- カ 診察券再発行 1通につき 150円

附 則

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の京都府立洛南病院の使用料、手数料等に関する条例第3条の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る手数料について適用する。

京都府条例第27号

京都府旅館業の適切な実施の確保等に関する条例の一部を改正する条例

京都府旅館業の適切な実施の確保等に関する条例（昭和23年京都府条例第49号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「次に掲げる」を「次の各号に掲げる手数料の区分に応じ、当該各号に定める額」に改め、同項第1号中「旅館業営業許可申請手数料」を「旅館業営業許可申請手数料 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額」に改め、同号ア中「8,600円」を「8,770円」に改め、同号イ中「22,000円」を「22,440円」に改め、同項第2号中「7,400円」を「7,540円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の京都府旅館業の適切な実施の確保等に関する条例第10条第1項の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る手数料について適用する。

京都府条例第28号

興行場の設置場所の基準等に関する条例の一部を改正する条例

興行場の設置場所の基準等に関する条例（昭和59年京都府条例第62号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「次に掲げる」を「次の各号に掲げる手数料の区分に応じ、当該各号に定める額」に改め、同項第1号中「10,000円」を「10,200円」に改め、同項第2号中「16,000円」を「16,320円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の興行場の設置場所の基準等に関する条例第6条第1項の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る手数料について適用する。

京都府条例第29号

公衆浴場の設置の場所の配置の基準等に関する条例の一部を改正する条例

公衆浴場の設置の場所の配置の基準等に関する条例（昭和63年京都府条例第11号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「2万2,000円」を「2万2,440円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の公衆浴場の設置の場所の配置の基準等に関する条例第5条第1項の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る手数料について適用する。

京都府条例第30号

理容師法に基づく衛生上必要な措置等に関する条例の一部を改正する条例

理容師法に基づく衛生上必要な措置等に関する条例（平成12年京都府条例第6号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「1万6,000円」を「1万6,320円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の理容師法に基づく衛生上必要な措置等に関する条例第5条第1項の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る手数料について適用する。

京都府条例第31号

美容師法に基づく衛生上必要な措置等に関する条例の一部を改正する条例

美容師法に基づく衛生上必要な措置等に関する条例（平成12年京都府条例第7号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「1万6,000円」を「1万6,320円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の美容師法に基づく衛生上必要な措置等に関する条例第5条第1項の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る手数料について適用する。

京都府条例第32号

食品行商衛生条例の一部を改正する条例

食品行商衛生条例（昭和31年京都府条例第11号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「次に掲げる」を「次の各号に掲げる手数料の区分に応じ、当該各号に定める額の」に改め、同項第1号及び第2号中「600円」を「610円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の食品行商衛生条例第7条第1項の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る手数料について適用する。

京都府条例第33号

化製場等の構造設備の基準等に関する条例の一部を改正する条例

化製場等の構造設備の基準等に関する条例（昭和59年京都府条例第63号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「次に掲げる」を「次の各号に掲げる手数料の区分に応じ、当該各号に定める額の」に改め、同項第1号中「24,000円」を「24,480円」に改め、同項第2号中「15,000円」を「15,300円」に改め、同項第3号中「7,500円」を「7,650円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の化製場等の構造設備の基準等に関する条例第7条第1項の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る手数料について適用する。

京都府条例第34号

食品衛生法に基づく公衆衛生上講じるべき措置の基準等に関する条例の一部を改正する条例

食品衛生法に基づく公衆衛生上講じるべき措置の基準等に関する条例（平成12年京都府条例第5号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「15万円」を「15万3,000円」に改め、同条第2項中「9万円」を「9万1,800円」に改め、同条第3項第1号中「2万1,000円」を「2万1,420円」に改め、同項第2号中「1万5,800円」を「1万6,110円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の食品衛生法に基づく公衆衛生上講じるべき措置の基準等に関する条例第5条第1

項から第3項までの規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る手数料について適用する。

円」に改め、同項第2号中「1万1,000円」を「1万1,220円」に改め、同条第2項中「6,000円」を「6,120円」に改める。

京都府条例第35号

動物の飼養管理と愛護に関する条例の一部を改正する条例

動物の飼養管理と愛護に関する条例（昭和46年京都府条例第30号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項第1号中「1万5,000円」を「1万5,300

附 則

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の動物の飼養管理と愛護に関する条例第15条の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る手数料について適用する。

京都府条例第36号

京都府立けいはんなホール条例の一部を改正する条例

京都府立けいはんなホール条例（平成20年京都府条例第26号）の一部を次のように改正する。

別表の表の部分を次のように改める。

区分		使用区分			摘要	
		午前の部	午後の部	夜の部		
使用時間		午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで		
メインホール	全面使用	160,650円	224,910円	192,780円		
	部分使用	61,200円	85,680円	73,440円		
大楽屋		6,120円	8,160円	7,650円		
中楽屋		3,060円	4,080円	3,260円		
小楽屋		1,530円	2,040円	1,630円		
イベントホール	全面使用	128,520円	179,520円	154,220円		
	部分使用	イベントホール1	71,910円	100,670円	86,290円	
		イベントホール2	48,750円	68,230円	58,540円	
大会議室	全面使用	2時間につき		122,500円		
	部分使用	2時間につき		61,200円		
中会議室	全面使用	2時間につき		36,720円		
	部分使用	2時間につき		18,360円		
小会議室		2時間につき		7,650円		
ギャラリー					午前9時から午後5時まで	
附属設備		各附属設備ごとに、1日につき3万2,130円を超えない範囲内において規則で定める額				

附 則

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の京都府立けいはんなホール条例の規定に基づき指定管理者が行う利用料金の設定は、この条例の施行の日前においても、当該規定の例により行うことができる。

京都府条例第37号

京都府立勤労者福祉会館条例の一部を改正する条例

京都府立勤労者福祉会館条例（昭和57年京都府条例第6号）の一部を次のように改正する。

別表の1の表の部分の部分を次のように改める。

区分	使用時間		
	午 前 の 部	午 後 の 部	夜 の 部
	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時30分 まで
トレーニングルーム	円 250	円 250	円 250
教 養 文 化 室	2,140	2,440	2,850
職 業 講 習 室	1,930	2,240	2,650
会 議 室	1,930	2,240	2,650
集 会 室	6,420	7,440	8,560
附 属 設 備	各附属設備ごとに、1使用時間区分1万円を 超えない範囲内において規則で定める額		

別表の2の表の部分の部分を次のように改める。

区分	使用時間				
	午 前 の 部	午 後 の 部	夜 の 部		
	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時30分 まで		
体 育 館	全 面 使 用	平 日	円 4,280	円 5,300	円 6,320
		土曜日、日曜 日及び休日	5,100	6,420	7,440
	部 分 使 用	2,040	2,440	2,950	
	個 人 使 用	250	250	250	
第 1 会 議 室	3,870	4,590	5,300		
第 2 会 議 室	1,220	1,420	1,630		
第 3 会 議 室	1,420	1,630	1,930		
第 4 会 議 室	1,630	2,040	2,340		
テニスコート	平 日	3,570	4,790	—	
	土曜日、日曜 日及び休日	4,280	5,710	—	
	附 属 設 備	各附属設備ごとに、1使用時間区分1万円を 超えない範囲内において規則で定める額			

別表の3の表の部分の部分を次のように改める。

区分		使用時間	午 前 の 部	午 後 の 部	夜 の 部
			午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時30分 まで
体 育 館	全 面 使 用	平 日	円 4,280	円 5,300	円 6,320
		土曜日、 日曜日及 び休日	5,100	6,420	7,440
	部 分 使 用	2,040	2,440	2,950	
	個 人 使 用	250	250	250	
第 1 会 議 室		1,220	1,320	1,420	
第 2 会 議 室		1,930	2,140	2,440	
第 3 会 議 室		810	910	1,020	
第 4 会 議 室		710	810	910	
第 5 会 議 室		1,220	1,320	1,420	
第 6 会 議 室		1,320	1,420	1,530	
第 7 会 議 室		710	810	910	
大 会 議 室		4,080	4,790	5,400	
附 属 設 備	各附属設備ごとに、1使用時間区分1万円を 超えない範囲内において規則で定める額				

別表の4の表の部分の部分を次のように改める。

区分		使用時間	午 前 の 部	午 後 の 部	夜 の 部
			午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時30分 まで
第 1 会 議 室		円 1,020	円 1,220	円 1,320	
第 2 会 議 室		1,020	1,220	1,320	
第 3 会 議 室		1,220	1,320	1,420	
第 4 会 議 室		710	810	910	
第 5 会 議 室		1,320	1,530	1,730	
第 6 会 議 室		1,320	1,420	1,630	
第 7 会 議 室		1,420	1,530	1,730	
第 8 会 議 室		810	910	1,020	
第 9 会 議 室		810	910	1,020	
第 10 会 議 室		2,340	2,750	3,060	
中 会 議 室		3,360	3,770	4,280	
大会議室兼レクリエー ション室		6,420	7,440	8,560	
附 属 設 備	各附属設備ごとに、1使用時間区分1万円を 超えない範囲内において規則で定める額				

別表の5の表の部分の部分を次のように改める。

使用時間			午 前 の 部	午 後 の 部	夜 の 部
			午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時30分 まで
区 分	全 面 使 用	平 日	円 2,340	円 2,650	円 2,850
		土曜日、 日曜日及 び休日	2,850	3,060	3,360
	個 人 使 用	250	250	250	
料 理 教 室			1,530	1,730	2,040
第 1 会 議 室			810	910	1,020
第 2 会 議 室			910	1,020	1,220
第 3 会 議 室			1,020	1,220	1,320
第 4 会 議 室			910	1,020	1,220
第 5 会 議 室			810	910	1,020
第 6 会 議 室			1,020	1,220	1,320
第 7 会 議 室			910	1,020	1,220
第 8 会 議 室			1,020	1,220	1,320
第 9 会 議 室			910	1,020	1,220
附 属 設 備			各附属設備ごとに、1使用時間区分1万円を 超えない範囲内において規則で定める額		

附 則

- この条例は、令和元年10月1日から施行する。
- この条例による改正後の京都府立勤労者福祉会館条例の規定に基づき指定管理者が行う利用料金の設定は、この条例の施行の日前においても、当該規定の例により行うことができる。

京都府条例第38号

京都府種畜種付け手数料徴収条例の一部を改正する条例

京都府種畜種付け手数料徴収条例（昭和39年京都府条例第65号）の一部を次のように改正する。

第2条中「区分による」を「表に定める」に改め、同条の表中「2,000」を「2,040」に、「800」を「810」に、「1,400」を「1,420」に、「15,000」を「15,300」に改める。

第5条中「1万円」を「1万200円」に改める。

附 則

- この条例は、令和元年10月1日から施行する。
- この条例による改正後の京都府種畜種付け手数料徴収条例第2条及び第5条の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る手数料について適用する。

京都府条例第39号

京都府家畜種雄検査及び検査手数料条例の一部を改正する条例

京都府家畜種雄検査及び検査手数料条例（昭和25年京都府条例第6号）の一部を次のように改正する。

第14条中「700円」を「710円」に改める。

附 則

- この条例は、令和元年10月1日から施行する。
- この条例による改正後の京都府家畜種雄検査及び検査手数料条例第14条の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る手数料について適用する。

京都府条例第40号

家畜保健衛生所使用料および手数料徴収条例の一部を改正する条例

家畜保健衛生所使用料および手数料徴収条例（昭和30年京都府条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「500円」を「510円」に改め、同条第5号中「1,200円」を「1,220円」に改め、同条第6号ア中「800円」を「810円」に改め、同号イ中「1,400円」を「1,420円」に改め、同条第7号中「15,000円」を「15,300円」に改める。

第4条第2項中「1万円」を「1万200円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の家畜保健衛生所使用料および手数料徴収条例第2条及び第4条第2項の規定は、この条例の施行の日以後に終了した診療等に係る使用料及び手数料について適用する。

京都府条例第41号

京都府漁港管理条例の一部を改正する条例

京都府漁港管理条例（昭和35年京都府条例第7号）の一部を次のように改正する。

別表第2の1の表中「310」を「316」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の京都府漁港管理条例別表第2の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る土砂採取料について適用する。

京都府条例第42号

京都府立府民の森条例の一部を改正する条例

京都府立府民の森条例（平成12年京都府条例第23号）の一部を次のように改正する。

別表中「2,400円」を「2,440円」に、「2,700円」を「2,750円」に、「3,000円」を「3,060円」に、「15,000円」を「15,300円」に、「5,500円」を「5,610円」に、「5,000円」を「5,100円」に、「3,500円」を「3,570円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の京都府立府民の森条例の規定に基づき指定管理者が行う利用料金の設定は、この条例の施行の日前においても、当該規定の例により行うことができる。

京都府条例第43号

京都府海岸等管理条例の一部を改正する条例

京都府海岸等管理条例（平成12年京都府条例第10号）の一部を次のように改正する。

別表の2の表中「310」を「316」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の京都府海岸等管理条例別表の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る土石採取料について適用する。

京都府条例第44号

京都府河川の占用等に関する条例の一部を改正する条例

京都府河川の占用等に関する条例（平成12年京都府条例第11号）の一部を次のように改正する。

別表の1の(2)の表中「5,000」を「5,100」に、「1,200」を「1,220」に改め、別表の3の表中「310」を「316」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の京都府河川の占用等に関する条例別表の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る流水占用料等について適用する。

京都府条例第45号

京都府屋外広告物条例の一部を改正する条例

京都府屋外広告物条例（昭和28年京都府条例第30号）の一部を次のように改正する。

第16条の25第1項中「1,000円」を「1,020円」に、「500円」を「510円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の京都府屋外広告物条例第16条の25第1項の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る手数料について適用する。

京都府条例第46号

京都府立都市公園条例の一部を改正する条例

京都府立都市公園条例（昭和33年京都府条例第16号）の一部を次のように改正する。

別表の2の（その3）の表中「1,900」を「1,930」に、「15,000」を「15,300」に改め、同表の備考の3中「ものは」を「ものは、」に改め、別表の3の表中「950」を「960」に、「1,900」を「1,930」に、「2,300」を「2,340」に、「700」を「710」に、「1,400」を「1,420」に、「1,700」を「1,730」に改め、別表の4の（その1）の表の部分を次のように改める。

区分				使用時間			
				午前の部	午後の部	夜の部	全 日
				午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時まで	午前9時から 午後9時まで
競技場	全面使用	入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツに使用する場合	円	円	円	円
				7,140	9,480	11,830	25,600
		入場料を徴収する場合	アマチュアスポーツに使用する場合	14,280	18,970	23,760	51,300
			その他に使用する場合	28,450	37,940	47,430	102,400
	部分使用	2分の1使用		3,570	4,790	5,910	12,850
		3分の1使用		2,340	3,060	3,870	8,360
		6分の1使用		1,220	1,530	1,930	4,180
	個人使用			250	250	250	660
	相撲場	専用使用		2,040	2,650	2,650	6,630
		個人使用		100	100	100	250
テニスコート	1面につき		3,360	4,480	4,690	11,220	
会議室	第1会議室		910	1,220	1,220	3,060	
		競技場又はプールの全面使用との併用使用	350	450	450	1,120	
	第2会議室		610	810	810	2,040	
		競技場又はプールの全面使用との併用使用	250	350	350	860	
附属設備				各附属設備ごとに、1使用時間区分2万円（全日については、5万円）を超えない範囲内において規則で定める額			

別表の4の（その1）の表の備考の7中「端数は」を「端数は、」に改め、別表の4の（その2）の表中「600円」を「610円」に、「11,600円」を「11,830円」に、「900円」を「910円」に改め、同表の備考の10中「端数は」を「端数は、」に改め、別表の5の（その1）の表中「5,400」を「5,500」に、「7,200」を「7,340」に、「11,400」を「11,620」に、「3,300」を「3,360」に、「4,500」を「4,590」に、「7,200」を「7,340」に改め、別表の5の（その2）の表中「2,000」

を「2,040」に、「2,600」を「2,650」に、「3,100」を「3,160」に、「6,900」を「7,030」に改め、別表の5の(その3)の表中「1,500円」を「1,530円」に改め、別表の6の(その1)の表の部分を次のように改める。

区分		使用時間	午前の部	午後の部	全 日
			午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午前9時から 午後5時まで
第2競技場	全面使用	円	7,140	9,480	14,990
球技場	全面使用	円	10,710	14,280	22,540
	2分の1使用	円	5,300	7,140	11,220
第1野球場			14,280	18,970	29,880
第2野球場			10,710	14,280	22,540
第3野球場			7,140	9,480	14,990
第4野球場			7,140	9,480	14,990
第5野球場			3,570	4,790	7,540
50メートル プール	全面使用		26,720	35,700	56,100
	1コースにつき		3,360	4,480	7,030
25メートル プール	全面使用		13,360	17,850	28,050
	1コースにつき		2,340	3,160	4,990
多目的ジム	全面使用		2,950	3,970	6,220
	2分の1使用		1,530	2,040	3,260
弓道場	全面使用		2,440	3,260	5,100
野外ステージ			1,730	2,340	3,670
会議室			1,020	1,420	2,240
附属設備		各附属設備ごとに、1使用時間区分2万3,460円(全日については、5万1,000円)を超えない範囲内において規則で定める額			

別表の6の(その2)の表の部分を次のように改める。

区分			使用時間	午前の部	午後の部	夜の部	全 日
				午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時まで	午前9時から 午後9時まで
陸上競技場			全面使用	円 14,280	円 18,970	円 21,620	円 49,360
メインアリーナ	全面使用	入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツに使用する場合	14,170	18,870	23,560	51,000
			その他に使用する場合	56,710	75,480	94,240	204,000
		入場料を徴収する場合	アマチュアスポーツに使用する場合	28,350	37,740	47,120	102,000
			その他に使用する場合	113,420	150,960	188,490	408,000
	部分使用	2分の1使用		7,140	9,480	11,830	25,500
		3分の1使用		4,690	6,320	7,850	17,030
		6分の1使用		2,340	3,160	3,970	8,460
サブアリーナ	全面使用	入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツに使用する場合	3,970	5,300	6,520	14,280
			その他に使用する場合	15,910	21,210	26,110	57,120
	入場料を徴収する場合	アマチュアスポーツに使用する場合	7,950	10,600	13,050	28,560	
		その他に使用する場合	31,820	42,430	52,220	114,240	
屋根付きテニスコート			1面につき	3,570	4,690	4,890	11,830
その他のテニスコート			1面につき	3,360	4,480	4,690	11,220
附属設備				各附属設備ごとに、1使用時間区分2万円（全日については、5万円）を超えない範囲内において規則で定める額			

別表の6の(その3)の表中「2,200円」を「2,240円」に改め、別表の6の(その4)の表中「1,000円」を「1,020円」に、「700円」を「710円」に、「1,500円」を「1,530円」に改め、別表の7の(その1)の表中「2,000円」を「2,040円」に改め、別表の7の(その2)の表中「2,700円」を「2,750円」に、「3,700円」を「3,770円」に、「4,500円」を「4,590円」に、「9,800円」を「9,990円」に、「1,400円」を「1,420円」に、「1,900円」を「1,930円」に、「2,300円」を「2,340円」に、「4,900円」を「4,990円」に改め、別表の7の(その3)の表中「3,800円」を「3,870円」に、「3,400円」を「3,460円」に、「3,000円」を「3,060円」に、「1,700円」を「1,730円」に改め、別表の8の(その2)の表中「7,500円」を「7,650円」に改め、別表の8の(その3)の表中「1,800円」を「1,830円」に、「2,500円」を「2,550円」に、「3,900円」を「3,970円」に改め、別表の8の(その4)の表中「1,500円」を「1,530円」に改め、別表の9の(その1)の表の部分を次のように改める。

施設等		使用時間		午前の部	午後の部	全 日
				午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午前9時から 午後5時まで
陸上競技場	全面使用		円 5,610	円 7,440	円 11,730	
バレーボールコート	1面につき		810	1,020	1,630	
軟式野球場	1面につき		1,220	1,530	2,440	
球技場	全面使用		4,180	5,610	8,770	
	2分の1使用		2,140	2,750	4,380	
附属設備		各附属設備ごとに、1使用時間区分6,000円を超えない範囲内において規則で定める額				

別表の9の(その2)の表の部分を次のように改める。

施設等			使用時間		午前の部	午後の部	夜の部	全 日
					午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時まで	午前9時から 午後9時まで
体育館	全面使用	平日	円 4,480	円 5,910	円 7,440	円 16,010		
		土曜日、日曜日及び休日	5,300	7,140	8,970	19,170		
	部分使用		2,140	2,850	3,570	7,540		
補助競技場	全面使用		2,850	3,770	5,710	11,110		
テニスコート	1面につき		810	1,020	1,220	2,750		
研修室	全面使用		1,530	2,040	2,040	5,100		
	2分の1使用		760	1,020	1,020	2,550		
附属設備		各附属設備ごとに、1使用時間区分2万円を超えない範囲内において規則で定める額						

別表の9の(その3)の表中「650円」を「660円」に、「700円」を「710円」に、「500円」を「510円」に改め、別表の9の(その4)の表中「3,100円」を「3,160円」に、「2,700円」を「2,750円」に、「1,200円」を「1,220円」に、「700円」を「710円」に、「2,900円」を「2,950円」に、「2,500円」を「2,550円」に、「1,100円」を「1,120円」に、「600円」を「610円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に使用の承認を受けた者に係る使用料については、この条例による改正後の京都府立都市公園条例別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(準備行為)

3 この条例による改正後の京都府立都市公園条例の規定に基づき指定管理者が行う利用料金の設定は、この条例の施行の日前においても、当該規定の例により行うことができる。

京都府条例第47号

京都府立府民スポーツ広場条例の一部を改正する条例

京都府立府民スポーツ広場条例（平成2年京都府条例第8号）の一部を次のように改正する。  
別表の表の部分を次のように改める。

施設等		使用時間	午前の部	午後の部	全 日
			午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午前9時から 午後5時まで
第1グラウンド			円 7,140	円 9,180	円 14,280
第2グラウンド	全面使用		9,180	12,240	19,380
	2分の1使用		5,610	7,650	12,240
第3グラウンド	全面使用		9,180	12,240	19,380
	2分の1使用		5,610	7,650	12,240
会議室	全室使用		610	810	1,220
	2分の1使用		300	400	610
附属設備		各附属設備ごとに、1使用時間区分5,000円を超えない範囲内において規則で定める額			

附 則

- この条例は、令和元年10月1日から施行する。
- この条例による改正後の京都府立府民スポーツ広場条例の規定に基づき指定管理者が行う利用料金の設定は、この条例の施行の日前においても、当該規定の例により行うことができる。

京都府条例第48号

浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例

浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年京都府条例第23号）の一部を次のように改正する。

第16条中「次に掲げる」を「次の各号に掲げる手数料の区分に応じ、当該各号に定める額の」に改め、同条第1号中「34,000円」を「34,680円」に改め、同条第2号中「28,000円」を「28,560円」に改め、同条第3号中「23,000円」を「23,460円」に改める。

附 則

- この条例は、令和元年10月1日から施行する。
- この条例による改正後の浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第16条の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る手数料について適用する。

京都府条例第49号

建築基準法施行条例の一部を改正する条例

建築基準法施行条例（昭和35年京都府条例第13号）の一部を次のように改正する。

第22条第1号中「108万2,000円」を「110万3,640円」に、「59万円」を「55万2,120円」に改め、同条第2号中

「59万円」を「55万2,120円」に改め、同条第3号中「117万4,000円」を「119万7,480円」に改め、同条第4号中「75万7,000円」を「77万2,140円」に改め、同条第5号中「108万2,000円」を「110万3,640円」に、「59万円」を「55万2,120円」に改め、同条第6号中「59万円」を「55万2,120円」に改め、同条第7号中「117万4,000円」を「119万7,480円」に改め、同条第8号中「75万7,000円」を「77万2,140円」に改め、同条第9号中「108万2,000円」を「110万3,640円」に、「22万円」を「22万4,400円」に、「2万8,000円」を「2万8,560円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の建築基準法施行条例第22条の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る手数料について適用する。

京都府条例第50号

京都府港湾区域等の占用等に関する条例の一部を改正する条例

京都府港湾区域等の占用等に関する条例（平成12年京都府条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表の2の表中「310」を「316」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の京都府港湾区域等の占用等に関する条例別表の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る土砂採取料について適用する。

京都府条例第51号

京都府教育委員会手数料徴収条例の一部を改正する条例

京都府教育委員会手数料徴収条例（平成12年京都府条例第14号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「3,300円」を「3,360円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の京都府教育委員会手数料徴収条例別表第2の規定は、この条例の施行の日以後の申請等に係る事務について適用する。

京都府条例第52号

京都府立少年自然の家条例の一部を改正する条例

京都府立少年自然の家条例（昭和58年京都府条例第2

号）の一部を次のように改正する。

別表中「500円」を「510円」に、「1,000円」を「1,020円」に、「700円」を「710円」に、「2,500円」を「2,550円」に、「2,000円」を「2,040円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の京都府立少年自然の家条例の規定に基づき指定管理者が行う利用料金の設定は、この条例の施行の日前においても、当該規定の例により行うことができる。

京都府条例第53号

京都府立郷土資料館条例の一部を改正する条例

京都府立郷土資料館条例（昭和57年京都府条例第18号）の一部を次のように改正する。

別表の2の表中「15,700円」を「16,010円」に、「9,400円」を「9,580円」に改め、別表の3の表中「4,000円」を「4,080円」に、「2,100円」を「2,140円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に使用の承認を受けた者に係る使用料については、この条例による改正後の京都府立郷土資料館条例別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。